

令和 5年12月15日

中央清掃センター利用者 様

小山広域保健衛生組合
管理者 浅野 正富
(公印省略)

中央清掃センター第2計量利用許可更新について(通知)

平素より当組合の事業にご理解・ご協力を賜り、御礼を申し上げます。

施設整備事業の実施に伴い、中央清掃センター内車線が規制されており、今まで以上に搬入道路及び場内の混雑が見込まれます。このことから、事業系一般廃棄物収集運搬業者の皆様への第2計量利用の特例許可を継続することとなりましたのでお知らせいたします。

特例措置による第2計量利用を許可された場合、別紙進入ルート図に基づき、広域クリーンセンター調整池を周回して進入していただくこととなりますので、ご了承ください(進入ルートに変更はありません)。

なお、本措置は特例であり、状況に応じて今後変更されることがあります。また、利用に際しては各種条件がありますので、必要事項をご一読の上、許可申請いただきますようお願いいたします。

また、**令和5年度に既に許可を得ている場合でも、更新申し込みが必要となります**ので、ご注意ください(更新されない場合、令和5年度で特例許可満了となり、令和6年度からは第1計量をご利用頂きます)。

【第2計量特例利用許可申請資格要件】

- ①別紙許可条件に同意し、同意書を組合に提出すること。
- ②申請日段階で以下の要件を満たすこと。
 - A.処理手数料の滞納がない(滞納がある場合申請不可)
 - B.中央清掃センター利用許可を受けている(未許可の場合、許可後申請可)
 - C.市町の一般廃棄物収集運搬許可を受けている(未許可の場合、許可後申請可)
 - D.市町の規則等に基づき、収運許可番号等必要事項を車両に表示している
 - E.ごみ処理手数料の支払いが振込である(現金支払の場合、振込に変更後申請可)
- ③組合が実施する各種施策等に協力すること。

※上記申請資格要件を満たさない場合は申請できません※

～裏面もご確認ください～

[申請受付期間]

- ①令和6年1月9日(火)～令和6年3月19日(火) 16:30まで
- ②上記期間以外は毎月20日締切(休日・祝日等の場合はその直前の営業日まで)

[結果通知]

- ①令和6年3月29日(金)までにFAXにて通知
- ②毎月末30日までにFAXにて通知

※令和5年度より、上記2パターンでの申請を受け付けることとしております。①の申請期間中にご提出いただいたものについては、令和6年4月1日から使用できるよう、結果を通知いたします。①の期間に間に合わなかった場合は、②のパターンでの受付となります。この場合、申請月の翌月頭から使用できるよう、結果を通知いたします。

[申請書提出方法]

郵送もしくは持参(電送によるものは認めない)

[申請書提出先]

郵送:栃木県小山市大字塩沢604 小山広域保健衛生組合 施設課管理係 宛

持参:上記住所もしくは中央清掃センター管理事務所

※郵送の場合は、簡易書留等配達記録が残るものを利用してください。

※郵便事故等による未達について、組合は責任を負いません。

[その他]

本件に関する許可証等の発行はありません。FAXにてお送りする許可通知内に利用開始日の記載がありますので、記載の日付から第2計量の利用を開始できます。なお、同様に本件に関する許可通知の車両への掲示義務はありません(従来通り当施設の利用許可証は掲示義務があります)。

複数台の車両に対して施設利用許可証が発行されている場合でも、本件特例利用許可申請書の提出は1回で包括申請とします(1社あたり1申請で可)。

資格申請要件及び利用許可条件を満たさなくなった場合、即時特例許可を取り消します。特例許可を取り消された場合、同一年度中は再度申請することはできません。資格申請要件及び利用許可条件は随時見直しを行います。

【本件に関する問合せ先】

小山広域保健衛生組合

施設課 管理係 担当者:福田

Tel:0285-22-8184

Mail:d-kouikisetsu@city.oyama.tochigi.jp